

高松市住宅耐震対策事業について

～あなたの家の耐震診断・耐震改修工事を実施しませんか～

近い将来、大規模な地震が想定されています。そこで、あなたの家について安全確認（耐震診断）と安全性向上化の工事（耐震改修工事等）を実施しませんか。

1 補助対象となる住宅の要件

- 昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅、長屋建て住宅及び併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものをいう）※枠組壁工法、丸太組工法及び大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除きます。
- 耐震改修工事、簡易耐震改修工事、耐震シェルター等設置工事については、耐震診断により、倒壊する危険性が高い、又は、倒壊する危険性があるとされたもの
- 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと

2 補助を受けられる方

- 市内に対象となる住宅を所有する方又は、所有者から承諾を得た方。

3 補助の内容

◆耐震診断◆

耐震診断に要する費用の10分の9に相当する額（9万円を限度）を補助します。

◆耐震改修工事◆

地震に対して倒壊することの無いレベルまで、安全性の向上を図る工事について、耐震改修工事に要する費用全額（90万円を限度）を補助します。

◆簡易耐震改修工事◆（※木造に限る）

上部構造評点0.7以上1.0未満まで、安全性の向上を図る工事について、簡易耐震改修工事に要する費用全額（50万円を限度）を補助します。

◆耐震シェルター等設置工事◆

生命を守るための装置（耐震シェルター及び耐震ベッド）の設置工事に要する費用全額（20万円を限度）を補助します。

4 受付

平成28年4月1日から

5 注意事項

- (1) 同一の建物について、二度の補助は受けられません。
- (2) 耐震診断は、所定の講習を受けた建築士によることが必要です。
- (3) 交付決定前に契約を行った場合は、補助を受けることができません。
- (4) 耐震改修工事、簡易耐震改修工事は、市内に営業所を有する事業者が施工する場合に限りです。
- (5) 市税を滞納している場合は補助を受けることができません。

くわしくは下記までお問い合わせください

◆補助の申請先、問合せ先

高松市役所都市整備局建築指導課 電話087-839-2488 ファックス番号087-839-2452

建築指導課のホームページ：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/17459.html>